

新潟県病院局管理規程第18号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月30日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
入札の方法) 第9条 （略） 2・3 （略） 4 第1項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で <u>納付しなければならない。</u> <u>5 前項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。</u>	(入札の方法) 第9条 （略） 2・3 （略） 4 第1項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で <u>提出しなければならない。</u>

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。